

教育委員会会議録

(定例会)

令和元年7月25日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | | |
|---|---------|--------|------------------|---------|--|
| 1 | 期 | 日 | 令和元年7月25日(木) | | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | | |
| 3 | 開 | 会 | 午後2時00分 | | |
| 4 | 出 | 席 | 教 育 長 | 細 田 眞由美 | |
| | | | 教育長職務代理者 | 大 谷 幸 男 | |
| | | | 委 員 | 石 田 有 世 | |
| | | | 委 員 | 野 上 武 利 | |
| | | | 委 員 | 武 田 ちあき | |
| | | | 委 員 | 柳 田 美 幸 | |
| 5 | 議場 | に出席した者 | | | |
| | | | 副教育長 | 久保田 章 | |
| | | | 管理部長 | 高 崎 修 | |
| | | | 学校教育部長 | 平 沼 智 | |
| | | | 生涯学習部長 | 竹 居 秀 子 | |
| | | | 管理部参事兼教育政策室長 | 野 津 吉 宏 | |
| | | | 学校教育部参事兼教職員人事課長 | 澤 田 純 一 | |
| | | | 学校教育部参事兼特別支援教育室長 | 内 河 水穂子 | |
| | | | 学校教育部参事兼教育研究所長 | 千 葉 裕 | |
| | | | 教育総務課長 | 高 木 泰 博 | |
| | | | 学事課長 | 小 椋 和 彦 | |
| | | | 教職員給与課長 | 井 出 浩 史 | |
| | | | 健康教育課長 | 山 本 高 弘 | |
| | | | ひまわり特別支援学校長 | 村 瀬 修 一 | |
| | | | さくら草特別支援学校長 | 石 橋 慎一郎 | |
| 6 | 会議録署名委員 | | 大 谷 幸 男 | | |

7 議事等の概要

- 細田教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記 2名いらっしゃいます。
- 細田教育長 本日は、会議の傍聴を希望する方がいらっしゃいますが、許可して
よろしいでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは、傍聴を許可します。
本日の会議録の署名委員は、大谷委員をお願いいたします。
議事を進める前に、本日は、武田様が7月1日付けで教育委員に再
任されてから、初めての教育委員会会議であることから、武田委員よ
り一言御挨拶をいただきたく存じます。
- 武田委員 まず初めに、この4年間、教育委員として務めることができました
のも、皆様の御指導、御配慮のおかげでございます。この度、引き続
き重責を担うこととなりまして、大変光栄に存じますとともに、身の
引締まる思いでございます。
この4年間で、教育においては、教室の授業だけではなく、教育行
政がいかに重要であるか学ばせていただきました。それと同時に、子
を思う親の思いというのが、教育の原点であるとも強く感じたところ
でございます。そうした思いを皆様と共有させていただき、さいたま
市の教育に、少しでもお役に立てますよう精進してまいりたいと思
いますので、微力ではございますが、今後とも、どうぞよろしくお願い
いたします。
- 細田教育長 武田委員、引き続きよろしく願いいたします。
それでは議事を進めさせていただきます。
本日の会議に、報告第8号「教職員の人事について」及び報告第9
号「さいたま市教職員の退職手当について」を追加提出いたします。
本日の議案第74号は議会に係る案件、議案第77号、報告第8号、
報告第9号は人事に係る案件、報告第7号は国から公表時期に関して
要請があり、市情報公開条例第7条第6号に規定する不開示情報に該
当する案件であることから非公開とすることをお諮りしたいと思
いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、ただ今申し上げた議案は非公開といたします。

本日の会議の順番ですが、公開であります議案第78号、75号、76号、非公開議案であります報告第7号、議案第74号、77号、報告第8号、報告第9号の順に審議を行うことといたします。

なお、報告第8号及び報告第9号は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会会議を招集するいとまがないことから、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により臨時代理いたしましたので御報告します。

議案第78号 令和2年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書の採択について

細田教育長

それでは、議案第78号につきまして、事務局から説明をお願いします。

特別支援教育室長

議案第78号「令和2年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書の採択について」御説明いたします。

はじめに、特別支援学校で使用する教科書につきまして御説明申し上げます。特別支援学校におきましては、いわゆる文部科学省検定済み教科書、文部科学省が著作権を有する著作教科書、児童生徒の実態に応じて教育課程を編成する場合に活用する、学校教育法附則第9条に基づいた一般図書、この3種類を教科用図書として使用しております。本市の特別支援学校においては、文部科学省が著作権を有する著作教科書、そして一般図書の2種類を使用しております。

学校教育法附則第9条に基づいた一般図書については、子どもの実態に応じた図書を活用する関係上、毎年度、学校ごとに採択することになり、今年度も委員の皆様には採択の御審議をお願いすることとなります。

市立各特別支援学校においては、6月から7月までの期間、校長を中心に教科書選定委員会において、学校の特色や児童生徒の実態に即しながら、綿密な調査・研究を実施し、令和2年度に使用を希望する教科用図書を選定しました。

次に、資料について御説明いたします。

資料1「令和2年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書の採択について」を御覧ください。採択して頂くための調査資料をひまわり特別支援学校、さくら草特別支援学校の順にとじてございます。

学校ごとに、2ページと13ページに選定方針を示しました。続いて教科用図書一覧表、次に、それぞれの教科用図書の選定理由書を示しております。

続いて資料2についてですが、教科用図書採択に係る根拠法令、さいたま市立特別支援学校の教科用図書採択のスケジュール、そして文部科学省及び教育委員会からの通知をまとめました。参考として御覧ください。

それでは、この後、学校ごとに資料の説明を致します。説明の順番については、ひまわり特別支援学校、さくら草特別支援学校の順でよろしいでしょうか。

細田教育長

はい、結構です。それでは、ひまわり特別支援学校長から説明をお願いします。

ひまわり特別支援学校長

本校の教科用図書選定の経緯について、説明させていただきます。

さいたま市教育委員会から「令和2年度使用教科用図書の採択にともなう調査研究結果の提出について」の通知を受け、教科用図書の選定に関する調査研究を行いました。

現在、本校は肢体不自由と知的障害を併せ有する児童生徒が、小学部23名、中学部11名、高等部19名の計53名おります。教科用図書の選定におきましては、通常の授業で行う内容より簡略化された文部科学省著作図書と、子どもの障害の程度に応じた使用が可能な、学校教育法附則第9条に基づいた一般図書を選定しております。

各教科による教科用図書の選定作業に際し、校長として資料に掲載させて頂いた次の5点を選定方針として職員に周知し、慎重な選定作業を進めました。「1 特別支援学校学習指導要領、埼玉県特別支援教育教育課程編成要領、さいたま市特別支援学校教育課程編成要領等の趣旨を踏まえていること。」「2 本校の学校教育目標『かがやく子～今も未来も～ 明るい子 元気な子 学ぶ子』を達成するためには、生きてはたらく確かな学力が必要である。その定着のために、導入や題材、論の工夫がなされていること。」「3 市教育委員会通知「令和2年度さいたま市立特別支援学校教科用図書の選定基準等について」を踏まえ、小・中学部においてはさいたま市選定の小中学校用検定教科書を十分に考慮し、その上で児童生徒の実態に即し、文部科学省著作図書や学校教育法附則第9条の規定による一般図書を選定すること。」「4 高等部教科用図書は、すべて学校教育法附則第9条の規定による図書として選定する。小・中学部と同様に、生徒の実態に即し、教育目標の達成上適切な図書として一般図書を選定すること。」「5 選定にあたっては、公正かつ適性の確保に万全を期すること。」

以上が、本校の選定方針でございます。

今年度6月から期間を定めて、教科用図書の内容について十分な調査・研究を行ってまいりました。その結果、本校として3ページから5ページの一覧表にある教科用図書を選定しました。また、選定理由につきましては、6ページから11ページに掲載してございます。

選定した教科書について、具体的に説明させていただきます。

算数の教科書において、文研出版「みるみる絵本 もこもこもこ」という教科書を選定いたしました。この教科書は、算数の授業において、児童に物体への認識を促し、算数の基本的な理念を理解するのに使用するものでございます。

このほかの教科書につきましても、校長決裁により議案書のとおり提出させて頂いたところです。採択に向けて御審議をお願いします。

細田教育長

それでは、次に、さくら草特別支援学校長から説明をお願いします。

さくら草特別支援学校長

本校の教科用図書選定の経緯について説明させていただきます。

さいたま市教育委員会から「令和2年度使用教科用図書の採択にともなう調査研究結果の提出について」の通知を受け、教科用図書の選定に関する調査研究を行いました。

各教科による教科用図書の選定作業に際し、校長として資料に掲載させて頂いた次の5点を選定方針として職員に周知し、「令和2年度さいたま市立特別支援学校教科用図書の選定基準等について」の通知に基づき慎重な選定作業を進めました。「1 特別支援学校学習指導要領、埼玉県特別支援教育教育課程編成要領、さいたま市特別支援学校教育課程編成要領等の趣旨を踏まえていること。」「2 本校の学校教育目標「ノーマライゼーション社会において、もてる力を発揮し、共に生きる子どもを育てる」を達成するために、児童生徒一人ひとりの実態に沿い、個々の学習課題に基づく指導目標の達成に適した教科用図書であること。」「3 教科書の選定に伴うさいたま市教育委員会通知「令和2年度使用教科書の採択について」を踏まえ、小・中学部においてはさいたま市選定の小中学校用検定教科書、及び文部科学省著作図書の採択を十分考慮すること。その上で児童生徒の実態に即し、学校教育法附則第9条の規定による図書として一般図書を選定すること。」「4 展示会を通して十分な調査を行い、比較検討をする。高等部用教科用図書は、すべて学校教育法附則第9条の規定による図書として選定する。小・中学部と同様に、生徒の実態に即し、教育目標の達成上適切な図書として一般図書を選定すること。」「5 選定にあたっては、公正かつ適性の確保に万全を期すること。」以上が、本校の選定方針でございます。

今年度6月から期間を定めて、教科用図書の内容について十分な調査・研究を行ってまいりました。その結果、本校として14ページから16ページの一覧表にある教科用図書を選定しました。

選定理由につきましては、17ページから27ページに掲載してございます。校長決裁により議案書のとおり提出させて頂いたところで、採択に向けて御審議をお願いします。

大谷委員

何点か質問させていただきます。

選定にあたりましては、ユニバーサルデザインについて、どのような配慮を行っているのか確認をさせてください。

次に、ひまわり特別支援学校における重複障害の児童生徒の比率についてお答え願います。

最後に、児童生徒の個々の状況に応じた教科書の選定と指導が必要と思いますが、選定に際してはどのような配慮を行っているのかお答え願います。

ひまわり特別支援学校校長

まず、重複障害の児童生徒の比率についてお答えいたします。本校は全ての児童生徒が重複障害のお子さんとなっております。これは、さくら草特別支援学校も同様と思います。

次に、ユニバーサルデザインに関する御質問と、児童生徒の個々の状況に応じた教科書選定につきましては関連がありますので、一括してお答えいたします。本校に通われている児童生徒は、知的障害があるため、B類型、C、D類型に区分されます。B類型の児童生徒は、文部科学省著作図書を使用して授業を行っております。C、D類型の児童生徒は、学校教育法附則第9条の規定による図書を使用し、授業においては、基本的な理念などを理解することから始めます。また、図書によっては、本に凹凸を付けて触覚による理解を促すなどの工夫がされているものもございます。

さくら草特別支援学校校長

本校におきましても、個々の児童生徒に応じて教科書を選定させて頂いております。視力に困難のあるお子さんについては、触覚、聴覚などにより情報を得ることとなりますので、そのようなことに配慮した教科書を選定させて頂いております。

野上委員

私が、埼玉県立特別支援学校さいたま桜高等学園の委員をしていたことですが、この学校の生徒は卒業後には社会人として生活するために企業に勤める生徒もいました。

そして、ひまわり特別支援学校の教科書選定方針の2の項目には、「生きてはたらく確かな学力」という記載がございます。この「はた

らく」という言葉は、労働の対価を得て社会で生活するという意味の「はたらく」なのか確認させてください。

ひまわり特別支援学校長

本校の児童生徒は、一人ひとり障害の程度が全く異なる状況がございます。電動車いすを自ら操り、いじめ防止シンポジウムで開会宣言することが出来る子もいます。このようなお子さんは、今後の社会の進展によっては就労の機会もあると思います。一方で、人工呼吸器を使用し、言葉によるコミュニケーションが困難なお子さんもおられます。このようなお子さんは、サインにより他者に意思表示することが出来るようになることで、社会的な自立が一步進むこととなりますので、この「はたらく」は、就労を意味する場合もあれば、社会的な自立を意味する場合もあるものでございます。

細田教育長

それでは、議案第78号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第75号 令和元年度教育委員会の点検・評価報告書について

細田教育長

それでは、再開します。議案第75号につきまして事務局から説明をお願いします。説明に際しては、ある程度のところで区切って、質疑の時間を設けたいと思います。

教育政策室長

議案第75号「令和元年度教育委員会の点検・評価報告書について」説明をさせていただきます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第5号及び26条の規定により、本日、議案として上程するものでございます。なお、説明につきましては、時間の都合もございいますので、事前に本案について御覧いただいた際に御指摘いただきました部分の修正のうち、主なものについてとさせていただきます。

それでは、別紙の点検評価報告書（案）及び点検評価報告書検討会後の修正箇所一覧を御覧ください。

初めに、全体を通しての指摘事項について説明いたします。

全体を通しての指摘事項は3つございました。

1つめは、「市長部局との連携について、記載することを検討したほうがよい。」という御指摘です。これにつきましては、次年度の教育行政方針及び点検・評価報告書に記載する項目について見直しを行い、総合教育会議等につきまして、記載するなど改善してまいります。

2つめは、1つめの御指摘に関連し、「総合教育会議で実現したことについて記載したほうがよい。」という御指摘です。これにつきましては、報告書45ページの教育委員会の自己評価に追記いたしました。

3つめは、「数値を扱う箇所について、前年度比を記載するなど、検討したほうがよい。」という御指摘です。こちらにつきましては、5つの事業につきまして、前年度比を追記いたしました。具体的に申し上げますと、まず、20ページ「(6)心のサポート体制の充実」の「実績・成果」の1段目の下から2行目に「子どもサポートネットワーク」を活用した支援件数が前年度の約1.6倍となったことを追記いたしました。次に、38ページ「(19)市立高等学校「特色ある学校づくり」計画の推進及び大宮国際中等教育学校の整備」の「実績・成果」の2段目の1番上の行に、人工芝グラウンドの地域開放について、回数及び参加人数の増加について追記いたしました。「実績・成果」の3段目、4段目につきましても、数値について前年度に比べて増加した回数、人数等について追記いたしました。次に、40ページ「(20)グローバル・スタディの充実」について、「実績・成果」の下から2段目に、小学校英語劇発表会の参加校数及び参加人数の増加について追記いたしました。次に、41ページ「(21)国際教育・交流事業の推進」について、「実績・成果」の1段目、2段目につきまして、外国語指導助手の派遣人数及び中学生国際交流事業の参加者の増加について追記いたしました。最後に、83ページ「(51)ー2生涯学習施設と学校との連携事業の推進」について、「実績・成果」の下から3段目に、関連イベントの開催回数及び参加者の増加について追記いたしました。

全体を通しての指摘事項についての説明は以上でございます。

細田教育長

全体を通しての指摘事項について説明がございましたが、何か御質問等ございますか。

無いようでございますので説明を続けてください。

教育政策室長

次に、各事業で御指摘いただきました部分の修正のうち、主なものについて説明いたします。

初めに報告書(案)の4ページを御覧ください。「Ⅱ 教育委員の

活動状況」につきまして、「施設見学や校長との懇談についても記載したほうがよい」との御指摘をいただきましたことから、本文10行目の学校訪問において、施設見学や食育等について追記いたしました。また、「2 平成30年度の教育委員の主な活動」につきまして、表の下にある注釈「給食をとりながら教職員との懇談を行った学校」を「給食をとりながら校長との懇談を行った学校」と修正いたしました。

続きまして、12ページを御覧ください。「(1) 全国学力・学習状況調査、さいたま市学習状況調査の活用」につきまして、2つ御指摘をいただきました。1つめは、学力向上カウンセリング学校訪問について、訪問した学校数を記載したほうがよい、との御指摘をいただきましたことから、「実績・成果」の下から2段目に訪問した学校数、小学校50校、中学校27校を追記いたしました。

2つめは、学力向上ポートフォリオについて、市民に十分理解されているか、との御指摘をいただきましたことから、13ページのグラフの下に、学力向上ポートフォリオの説明を追加いたしました。

続きまして、20ページを御覧ください。「(6) 心のサポート体制の充実」につきまして、総合教育相談室があいぱれっとの施設内にあることや、そこで日々、市長部局と連携がなされていることを記載すべき、との御指摘をいただきましたことから、「実績・成果」の1段目に、「総合教育相談室が、子ども家庭総合センターに移転し、関係機関と同じフロアで執務を行うことで、日常的な連携が可能となった。また、児童相談所をはじめとする様々な専門機関が参加する会議を通して、定期的な情報交換が行われ、相互理解が深まった。」と追記いたしました。

続きまして、28ページを御覧ください。「(12) 教員の資質能力の向上」について、「さいたま市教員養成あすなろプロジェクト」をもっとPRしたほうがよい、との御指摘をいただきましたことから、「実績・成果」の2段目に「1期生卒塾生30名全員が、令和2年度採用(令和元年度実施)さいたま市立学校教員採用選考試験を受験した。」と追記いたしました。

続きまして、29ページを御覧ください。「(13) 学校における働き方改革の推進」の「実績・成果」1段目につきまして、学校職員の在校時間の把握による成果を記載したほうがよい、との御指摘をいただきましたことから、「実績・成果」の後半部分に、「業務の適正化や健康管理に努め、教員等が勤務時間を意識した働き方を進める効果がみられた。」と追記いたしました。

続きまして、40ページを御覧ください。「(20) グローバル・スタディの充実」につきまして、英語の弁論大会の成果についても記載

すべき、との御指摘をいただきましたことから、「さいたま市中学校英語弁論・暗唱大会」について追記いたしました。

続きまして、48ページを御覧ください。「(25) スクールサポートネットワーク(地域学校協働本部)の推進」につきまして、学校地域連携コーディネーターの実績・成果についてもう少し具体的に記載したほうがよい、との御指摘をいただきましたことから、「実績・成果」について「研修を充実したことにより、コーディネーター同士に新たなネットワークが構築され、地域の幅広い人材等をより共有化できるようになり、各学校の授業や登下校の見守り、チャレンジスクール等で、多くの地域ボランティアを確保でき、学校教育の充実が一層図られた。」と修正いたしました。

続きまして、53ページを御覧ください。「(30) 学校・家庭・地域が連携した食育の推進」につきまして、今後の方向性に、教育活動としての給食の在り方について更なる記述を、との御指摘をいただきましたことから、「今後の方向性」について、「今後も、自校方式の学校給食を活用して、児童生徒の食への関心を高め、望ましい食習慣を育成できるよう食育の推進に努める。」と修正いたしました。

続きまして、55ページを御覧ください。「(32) 学校相談支援チームの活用」について、「全ての事案で問題解決した」という表現が誤った解釈を受けかねないため再考すべき、との御指摘をいただきましたことから、「実績・成果」について、「市立学校から、合計46件の事案について延べ122回の相談等があり、問題解決または解決に向けての方策について、指導・助言した。」と修正いたしました。

最後に、58ページを御覧ください。「(33) 学校における安全教育の充実」につきまして、スケアード・ストレイト教育技法について用語の説明を記載すべき、との御指摘をいただきましたことから、「スケアード・ストレイト教育技法とは、スタントマンによる模擬の交通事故の見学を通して事故の恐ろしさを体感する教育技法」と注釈を追記いたしました。

以上、事前に本案について御覧いただいた際に御指摘いただきました部分の修正のうち、主なものについて説明をさせていただきました。なお、説明を省略しました修正部分につきましても、市民への説明責任を果たすために、成果がわかりやすく伝わるよう努めております。また、本日議決をいただけましたら88ページにございますとおり、外部有識者の方々による点検評価委員会を4回開催し、その御意見を付記した上で報告書として作成し、9月議会に提出するとともに公表する予定でございます。

以上で説明を終了いたします。

武田委員 53ページの食育の推進につきまして、先ほど修正された旨の説明がございましたが、日本一の給食都市を目指すためには、学校だから出来るマナー教育、道徳教育、英語教育と連携することが必要と考えております。具体的には、「望ましい食習慣を育成し、総合的教育活動としての食育の推進に努める」とすると、なお良いのではないかと思います。

教育政策室長 大変貴重な御指摘ありがとうございます。関係所管と検討しながら、修正してまいりたいと思います。

細田教育長 それでは、議案第75号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第76号 さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について

細田教育長 続きまして、議案第76号につきまして、事務局から説明をお願いします。

学事課長 議案第76号「さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について」御説明させていただきます。

提案の理由でございますが、入学準備金・奨学金貸付制度において、新たに返還免除制度を導入することに伴い、「さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例の一部を改正する条例」が6月定例会において可決されました。具体的には返還免除として借受人が死亡したときという要件の他に、真摯に学業に励み、大学等を卒業し、市の発展に寄与する者という要件を追加いたしました。つきましては詳細な免除要件や免除額等を規定するため、施行規則の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、まず第8条、返還免除の規定に第2項を追加し、免除対象者として本市に住民登録があり、市民税が課税されこれを納税した者、大学等を正規の修業期間で優秀な成績で卒業した者、奨学金等の返還に滞納がなく返還猶予を受けていない者といたします。なお、優秀な成績につきましては、GPA制度を基に判断し、GPA3.0以上の者といたします。この成績基準につきましては、

別に返還免除審査基準として定めてまいりたいと考えております。

併せて第3項を追加し、返還免除額については、1年間に返還すべき額の2分の1、ただし貸付総額の4分の1までといたします。

その他、第8条の2を追加し、返還免除申請に対する決定通知を送付すること、第16条の規定において奨学金の規定に準用される旨を規定いたします。

最後に様式の改正でございますが、様式第5号の返還免除申請書については、保護者の欄を削除し、申請者としてまとめたこと、免除の理由を記載していただく欄に申請理由をあらかじめ記載し、選択できるようにすること、また様式第5号の2として免除の決定通知書を新設するものです。

施行期日は条例に合わせて令和元年9月1日とし、令和2年度入学生を対象とした貸付けから対象とさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

細田教育長

説明が終了いたしました。委員の皆様、御質問等はございますか。御質問等がなければ、議案第76号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。傍聴の方に申し上げます。先ほど決まりましたとおり、ここからの審議につきましては、非公開となりますので、御退室ください。ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

報告第7号 全国学力・学習状況調査結果について

細田教育長

それでは、再開します。報告第7号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育研究所長

報告第7号「全国学力・学習状況調査結果について」報告いたします。

さいたま市は、小・中学校ともに、教科に関する全ての調査において、全国の平均正答率を2.4～6.0ポイント上回っております。特に、中学校英語「聞く・読む・書く」の調査につきまして、正答率の62%という数字は日本一でございます。

本市の結果は、これまでと同様、継続して全国や県、大都市、指定

都市の結果を上回っておりますことから、学力については、おおむね良好な状況にあると考えられます。

続きまして、「生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査」につきまして説明いたします。

本年度の調査では、生活習慣や学習環境等に関する質問が、小学校で58項目、中学校で69項目ございました。資料には、市の教育施策と関連が深いなどの視点から、21の項目を取り上げ、結果を示しております。水色の数字の部分は、全国と比べて肯定的な回答の割合が高くなっているものを、オレンジ色の部分は、低くなっているものを示しております。

結果を見ますと、教育長が掲げる施策である **Grit** (グリット) と **Global** (グローバル) の項目において、顕著な成果を示すことが出来ております。具体的には **Grit** (グリット) では、項目3「ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある」や、4「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している。」において、明確な数値が出ております。そして **Global** (グローバル) では、項目18「1・2年生のときに受けた授業では、スピーチやプレゼンテーションなど、まとまった内容を英語で発表する活動が行なわれていたと思う。」において、全国を大きく上回る結果となっております。なお、英語については、掲載していない他の項目においても全国を大きく上回っております。そのほか、生活習慣等に関する質問項目である、1「将来の夢や目標を持っている。」、2「自分には、よいところがあると思う。」などの質問項目で、小・中学校ともに、全国と比べて肯定的な回答の割合が高くなっております。特に、2「自分には、よいところがあると思う。」という質問項目では、全国を大きく上回っております。これは、掲載していない質問項目でございますが、「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか」の回答が全国と比べても高い結果が出ていることから、教員が子どもの良いところを見つけ、子どもの自己肯定感を高めることが出来ていることが一因であると考えております。

一方で、小・中学校において、21「今住んでいる地域の行事に参加している。」の項目では、ゆるやかに改善の傾向はみられるものの引き続き全国を下回る結果となっております。また、10「読書が好き」などの項目では、やや他と比べて低い傾向にあります。このことから、家庭での学習習慣を学力向上策に挙げている学校が多くありますが、これは的を射た方策であると考えております。

報告は以上でございますが、今後とも、調査結果に基づく授業改善に積極的に取り組み、更なる教育指導の工夫改善を図ってまいります。

なお、こちらの調査結果は、結果公表日の7月31日水曜日の17時までは非公開になります。

大谷委員

小学校の2教科の結果について、常に上位に位置する秋田県や、結果が非常に良くなっている沖縄県などの自治体を参考にすることも有効ではないかと思っております。

教育研究所長

大変貴重な御示唆をありがとうございます。他の自治体の情報収集や結果の分析を行うとともに、授業改善の方法について研究してまいりたいと思います。

武田委員

先日、沖縄の先生方が作成した英語の教科書が世界一であるとの報道を見かけましたので、そういった成果もあるのではないかと思います。

さいたま市の結果についてですが、大変素晴らしい結果であると思います。ただ、教育研究所長からの報告にもありましたが、学習時間が不足しているとの結果がでており、時間を生み出すには通学時間を減らす必要があることから、これは学区の問題ではないかと感じます。学区は質問項目21の地域との関わりにおいても重要な要素であるとも思います。

教育研究所長

貴重な御意見ありがとうございました。関係課と連携しながら、子どもたちの生活習慣の改善に努めてまいりたいと考えております。

細田教育長

時間の使い方については、子どもがゲームをする時間についても検討すべき課題であると考えています。

教育研究所長

ゲーム、テレビ、スマートフォンをする時間について、それぞれ調査しており、これらの質問項目すべてで2時間を超えると回答したお子さんが10%程度いるという結果がございます。また依存症になって健康を害すという懸念もございますので、そのような観点からも啓発が必要ではないかと考えております。

細田教育長

質問項目21の「今住んでいる地域の行事に参加している。」については、全国的に見ても都市部で低い傾向にありますが、今後改善するための施策について考える必要があるものと認識しております。

生涯学習部長

地域との関わりにつきましては、今後、コミュニティスクールが広まる中で、各地域の実情に応じた解決策を研究してまいりたいと思

ます。また、今年度から「自分発見チャレンジアップさいたま」という事業を始めており、中高生のボランティア活動に注力しております。このような活動が広がることにより、中高生の地域での活動が推進されるものと考えております。

細田教育長 それでは、この件は終了といたします。

議案第74号 さいたま市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例について

細田教育長 続きまして、議案第74号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 議案第74号「さいたま市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明させていただきます。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会が所管する公立の図書館、博物館、公民館などの公立社会教育機関の設置、管理、及び廃止に関する事務について、地方公共団体の判断で、条例に基づき教育委員会から地方公共団体の長へ移管することが可能となったことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、条例で引用をしている同法第23条第1号に新たな規定が新設されたことにより、条項ずれが生じたため所要の改正を行うものでございます。

施行期日は、公布の日からといたします。

なお、同条例を根拠とし、スポーツに関する事務については、教育委員会から市長へ移管されております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

細田教育長 御質問等はございますか。

質問等無いようでございますので、議案第74号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第77号 さいたま市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命につ

いて

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

報告第8号 さいたま市教職員の人事について

報告第9号 さいたま市教職員の退職手当について

<非公開案件につき内容は省略>

細田教育長

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後3時55分